

令和 7 ・ 8 年度入札参加資格審査格付基準に関する Q & A

(概要)

Q 1 前回 (令和 5 ・ 6 年度) からの変更内容は。

A 1

- ・ 技術等評価について、令和 6 年 4 月より建設業にも時間外労働の上限規制が義務となったことから、評価項目のうち「労働条件審査」は廃止し、新たに、賃上げ原資の確保を含め、労務費等の適切な価格転嫁や取引の適正化を促進するため、「パートナーシップ構築宣言企業」の認定を加えました。
- ・ その他の審査 (格付) 基準や評価項目については、継続。

(法定外労災の加入)

Q 2 法定外労災とは何か。

A 2

- ・ 加入が義務付けられている法定の労災保険とは別に、任意の保険会社と保険契約を締結し、建設労働者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するものです。

Q 3 なぜ法定外労災保険の加入が要件なのか。

A 3

- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第 35 号) に基づき、令和 2 年度から、県発注工事の積算において、法定外労災の保険料を反映し予定価格を設定しています。
- ・ このため、加入業者と未加入業者で不公平が生じないように、前回 (令和 5 ・ 6 年度) の入札参加資格審査基準から、法定外労災の加入を要件としております。

Q 4 経営事項審査の審査基準日時点で加入していないと申請できないのか。

A 4

- ・ 申請日時点 (11 月中旬から 12 月中旬を予定) で加入していれば、申請は可能です。
- ・ その場合、申請日時点で加入が確認できる書類 (保険契約書の写し、加入証明書等) を申請に添付していただく予定です。

Q 5 誰と契約すればよいのか。

A 5

- ・（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社です。

Q 6 経営事項審査で評価される補償内容（※）が必要か。

A 6

- ・法定外労災保険へ加入していれば、補償内容は問いません。
※障害等級第1～7級まで。下請業者の職員の通勤災害も補償対象に含む等

Q 7 役員だけの会社（従業員が不在）でも法定外労災保険に加入する必要はあるか。

A 7

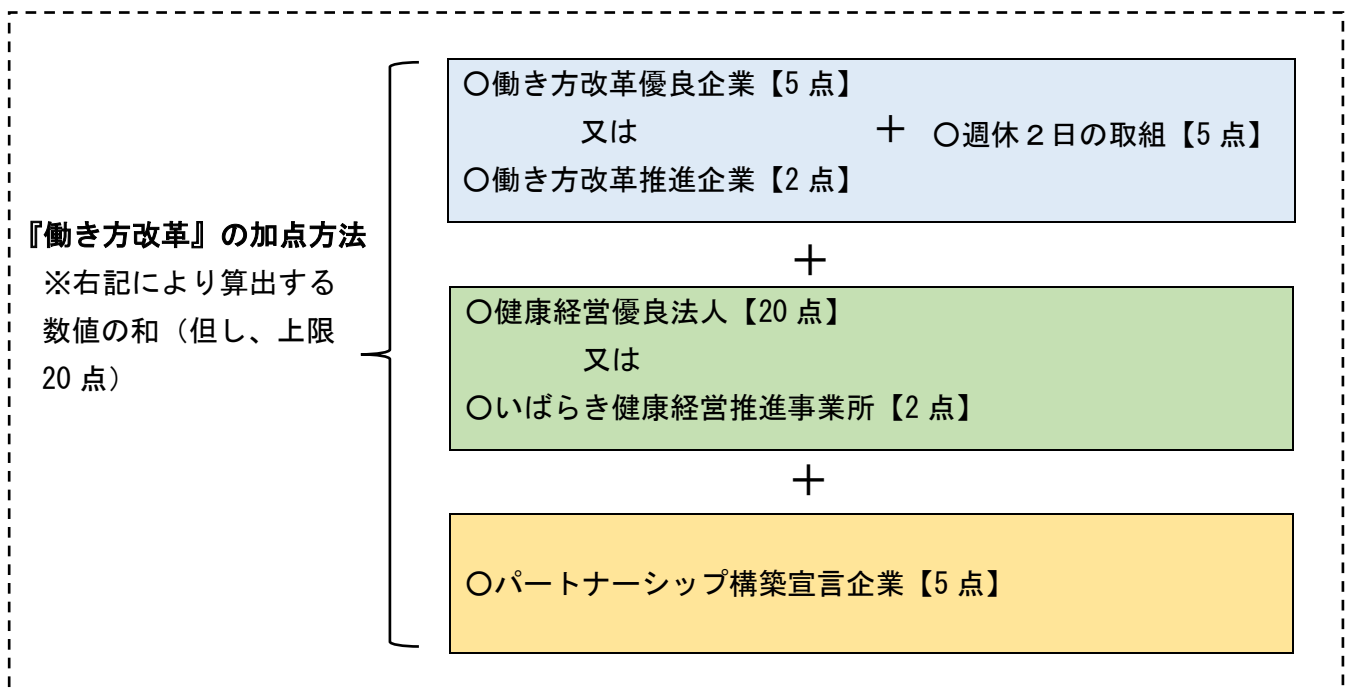
- ・加入する必要があります（理由はQ3のとおり）。
- ・従業員がいない場合でも、公共工事等に従事する者を対象とした法定外労災保険への加入が必要です。

（技術等評価点）

Q 8 働き方改革では、どのように加点されるのか。

A 8

- ・以下により算出する数値の和により加点されます。但し、上限20点となります。



Q 9 働き方改革優良（推進）企業とは何か。

A 9

・茨城県産業戦略部労働政策課が、多様な働き方や業務効率化等の働き方改革に取り組んでいる企業を認定する制度です。

・詳細については、以下のURLをご確認ください。

[働き方改革優良（推進）企業認定 | あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～ \(pref.ibaraki.jp\)](http://pref.ibaraki.jp)

Q10 健康経営優良法人認定とは何か。

A10

・経済産業省と日本健康会議が、従業員の健康管理に関する取組やその成果等を審査し、認定する制度です。

・詳細については、以下のURLをご確認ください。

[健康経営優良法人認定制度（METI/経済産業省）](http://www.meti.go.jp)

[ACTION！健康経営 | ポータルサイト（健康経営優良法人認定制度） \(kenko-keiei.jp\)](http://kenko-keiei.jp)

Q11 いばらき健康経営推進事業所とは何か。

A11

・茨城県保健医療部健康推進課が、従業員の健康づくりを推進する企業を認定する制度です。

・詳細については、以下のURLをご確認ください。

[いばらき健康経営推進事業所認定制度について／茨城県 \(pref.ibaraki.jp\)](http://pref.ibaraki.jp)

Q12 パートナーシップ構築宣言企業とは何か。

A12

・未来を拓くパートナーシップ構築推進会議が実施する制度で、企業が取引先との共存共栄の関係の構築等を目指した取組についての宣言を作成し、ポータルサイト上に公表される制度です。

・詳細については、以下のURLをご確認ください。

[「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト \(biz-partnership.jp\)](http://biz-partnership.jp)

Q13 パートナーシップ構築宣言企業の加点を受けるにはどのようにすればよいのか。

A13

・[「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト \(biz-partnership.jp\)](http://biz-partnership.jp)にアクセスいただき、その登録方法に基づき、記載要領やひな形を参考に宣言文を作成し、登録します。

「宣言」が承認されると、ポータルサイト上に公表されますので、その掲載された企業について、加点の対象といたします。

なお、パートナーシップ構築宣言に係る手続きの詳細については、上記ポータルサイトをご参照してください。

Q14 パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載にかかる期間の目安は。

A14

- ・「[パートナーシップ構築宣言](http://biz-partnership.jp)」ポータルサイト (biz-partnership.jp) に拠ると、「通常、登録内容についての修正依頼事項がない場合、ご登録いただいた日の3~4日後に公開されます。」となっております。

Q15 ダイバーシティの取組の評価とは。

A15

- ・常勤の技術職員で、女性又は35歳未満の若年者を雇用している場合、人数×5点が加点（上限20点）されます。
- ・特定技能、又は技術・人文知識・国際業務（技人国）の在留資格を有する外国人材を、常勤職員として雇用している場合、10点が加点されます。
- ・令和6年6月1日現在において、一定数の障害者を雇用している場合、又は茨城県障害者雇用優良企業として認定されている場合、以下のいずれかで加点されます。
 - ①障害者の雇用報告義務がある場合は、法定雇用障害者数を超える人数×5点が加点（上限10点）されます。
 - ②障害者の雇用報告義務がない場合は、障害者の雇用人数×5点が加点（上限10点）されます。
 - ③茨城県産業戦略部労働政策課が実施する茨城県障害者雇用優良企業認定制度の認定を受けている場合、10点が加点されます。詳細については、以下のURLをご確認ください。

[茨城県障害者雇用優良企業を募集します／茨城県 \(pref.ibaraki.jp\)](http://pref.ibaraki.jp)

Q16 申請日現在と資格審査の基準日現在は、いつ時点を指すのか。

A16

- ・申請日現在とは、入札参加資格の申請期間中に、申請を行った日を指します。
- ・資格審査の基準日現在とは、経営事項審査の審査基準日（決算日）を指します。

（申請手続について）

Q17 申請はいつからできるのか。

A17

- ・令和6年11月中旬から12月中旬までの約4週間を予定しています。

- ・ 正式な時期は、9月末頃に公表予定です。

Q18 申請に必要な書類は。

A18

- ・ 申請方法等の手続については、9月末頃に監理課のホームページで公表する予定です。

お問合せ先
茨城県土木部監理課
建設業担当
029-301-4334(直通)